

●香川県選挙管理委員会告示第86号

平成24年9月24日付けで木田郡三木町大字井戸1812番地1の立石清から提起された平成24年9月10日執行の香川用水土地改良区総代選挙（第9区）における選挙の効力に関する異議の申出について、平成24年11月21日次のとおり決定したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第27条第3項の規定により告示する。

平成24年11月21日

香川県選挙管理委員会委員長 白井敏雅

決 定 書

異議申出人 住所 木田郡三木町大字井戸1812番地1

氏名 立石清

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から、平成24年9月24日付けで提起された土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）第27条第1項の規定に基づく平成24年9月10日執行の香川用水土地改良区総代選挙（第9区）（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件申出」という。）について、香川県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件申出を棄却する。

異議の申出の要旨

申出人は、本件選挙は無効であるとの決定を求めて、本件申出をしたものであり、その理由とするところを要約すれば、概ね次のとおりである。

- 1 委員会には香川用水土地改良区が作成した選挙人名簿を住民基本台帳と照合する義務があるのに、委員会はその義務を怠った。
- 2 選挙人名簿に登載された者2,395人のうち、投票所入場券を送達できなかつたものが173人おり、投票所入場券の交付がなかつた選挙人がある。
- 3 本件選挙は、100人を超える死者が含まれている選挙人名簿により行われた。

決 定 の 理 由

当委員会は、申出人が本件選挙の候補者であり、本件申出が令第27条第1項に定める形式的要件を備えたものであることから、これを適法なものと認め、受理し、審理を行つた。その結果は次のとおりである。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第23条第3項の規定に基づく土地改良区の総代の選挙（以下「土地改良区総代選挙」という。）の効力に関して異議の申出があつた場合に、選挙が無効とされるのは、令第28条の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。

ここで、土地改良区総代選挙には公職選挙法（昭和25年法律第100号）の適用及び準用はないが、同法第205条第1項は令第28条と同様の規定であることから、同法同条同項に関する解釈は令第28条にも通用するものと解すべきところ、同法同条同項にいう「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）するとされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙

の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである」（昭和29年9月24日最高裁判所判決）とされている。

当委員会は、このような観点から、本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かを判断する。

1 異議の申出の要旨の理由1について

当委員会及び選挙長は、香川用水土地改良区が調製した選挙人名簿によって本件選挙を行ったものである。

ここで、土地改良区総代選挙は、令第7条第1項の規定に基づき、当該土地改良区が調製した選挙人名簿又はその抄本により行うこととされており、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会又は選挙長若しくは投票管理者が選挙人名簿について住民基本台帳との照合を行うべき義務を定めた明文の規定はない。

また、「凡そ適法な手続により確定せられた選挙人名簿に登載せられている者は、選挙権の存在を公に証明せられている者であるから、一応は選挙権があるものと推定せられるべく、投票管理者は投票に際し、選挙人の選挙権の有無につき実質的審査権限はあつても、その義務はないと解すべきであるから」「特に実質的選挙権の有無について調査することなく、名簿に登載されている事実だけでこれを正当な選挙人として取扱つたとしても、選挙規定に違反するものでない」（昭和33年4月9日東京高等裁判所判決）と解されている。

したがって、本件選挙において、当委員会及び選挙長が選挙人名簿を住民基本台帳と照合していないとしても、何ら選挙の規定に違反するところはない。

2 異議の申出の要旨の理由2について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第31条第1項においては、「市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がない限り、選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するように努めなければならない」とされているが、土地改良区総代選挙について定める土地改良法及び令にはこうした規定はないほか、当該規定は、土地改良区総代選挙には適用も準用もされていない。

したがって、本件選挙においては、当委員会及び選挙長に投票所入場券を交付すべき義務はないところ、選挙長の事務を行う三木町選挙管理委員会は、投票所における選挙人名簿に登載された選挙人本人であることの確認を円滑に行うこと目的として、選挙人名簿に登載された者に対し、香川用水土地改良区が作成した投票所入場券を郵送により任意で交付したものである。

また、そもそも、令第13条の規定により、選挙人名簿に登載されていない者は投票をすることができないが、投票所において選挙人名簿に登載されている者であることが確認できた場合には、投票所入場券がなくても投票をすることはできるものである。

なお、選挙人名簿に登載された者2,349人のうち、134人については死亡が疑われることにより、39人については氏名、生年月日及び住所から選挙人本人であることの確認ができないことにより、明らかに令第13条にいう選挙人名簿に登載されることのできない者に該当して投票をすることができるとみられたことから、同町選挙管理委員会は、当委員会と協議の上、これら173人の者に対しては、投票所入場券を交付しなかったものである。

以上のことから、仮に投票所入場券の交付がなかった選挙人があるとしても、本件選挙において、当委員会及び選挙長に何ら選挙の規定に違反するところはない。

3 異議の申出の要旨の理由3について

土地改良区総代選挙は、令第7条第1項の規定に基づき、当該土地改良区が調製した選挙人名簿

又はその抄本により行うこととされている。

また、1で述べたとおり、当委員会及び選挙長には、選挙人名簿と住民基本台帳との照合を行うべき義務はないことから、選挙人名簿に死亡した者が登載されているか否かを調査すべき義務もない。

したがって、土地改良区が調製した選挙人名簿の一部に死亡した者が登載されているとしても、土地改良区総代選挙は当該選挙人名簿又はその抄本により行う義務があることから、香川用水土地改良区が調製した選挙人名簿により本件選挙を行った当委員会及び選挙長に何ら選挙の規定に違反するところはない。

以上のとおり、本件選挙に関する申出人の主張はいずれも選挙の規定違反に該当せず、選挙の自由公正が著しく阻害された事実も認められないため、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるか否かにつき論ずるまでもなく、本件選挙は無効とされるべきものではない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成24年11月21日

香川県選挙管理委員会委員長 白井 敏雅